

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和6年2月5日

旭川市長 今津寛介
(公印省略)

1 公募する趣旨

本契約については、地域における子育て支援団体への支援等を行うに当たり、子育てに関する地域の情報収集や育児サークル・子育てサロンの支援に必要となるボランティアなどの人材確保にも精通している必要があることから、特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、3の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない場合又は応募要件を満たす者がいない場合にあつては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあつては、契約予定者と応募者として競争性のある契約手続に移行する。

2 契約概要

- (1) 業務名 令和6年度子育て交流活動推進事業実施業務
- (2) 契約内容 令和6年度子育て交流活動推進事業実施業務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 法人格を有する者であること。
- イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 市町村税を滞納していない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- カ 市内に事業所を有する者であること。
- キ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期

間中でないこと。

(2) 中立性・公平性に関する要件

本業務を中立・公平に実施することができること。

(3) 守秘性に関する要件

個人情報の取扱いに際しては、「旭川市個人情報保護条例」をはじめとする関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を行うことができること。

(4) 履行体制に関する要件

本業務に係る事業の企画、調整及び実施を専門に担当する「子育て支援コーディネーター」を1名配置することができること。

(5) その他必要と認める要件

子育て交流活動推進事業実施業務仕様書に示す業務が履行できること。

4 手続等

(1) 担当部局

旭川市1条通8丁目187番地の1 ツルハ旭川中央ビル2階

子育て支援部おやこ応援課子育てサービス係

電話 0166-25-9738 FAX 0166-26-0506

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年2月5日（月）から令和6年2月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで4(1)の場所で交付するほか、次のアドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d078922.html>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月26日（月）午後5時までに4(1)の場所に持参すること。

5 その他

詳細は公募説明書による。